

## 国際消防救助隊編成計画

## 1 「第3 携行資機材等」を次のように改正する。

第1による協力市町村の消防長が、要綱第23条の規定により成田国際空港に集結させる携行資機材等は、法第4条第5項の規定により長官が要請した携行資機材等とする。

## 2 「別表」を次のように改正する。

出動順位	グループ	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	第13	第14	第15
	日付	1.2	3.4	5.6	7.8	9.10	11.12	13.14	15.16	17.18	19.20	21.22	23.24	25.26	27.28	29.30.31
第1順位	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
	静岡	札幌	福岡	広島	横浜	北九州	名古屋	川崎	神戸	仙台	京都	千葉	さいたま	新潟	大阪	
	札幌	福岡	広島	横浜	北九州	名古屋	川崎	神戸	仙台	京都	千葉	堺	浜松	大阪	岡山	
	横須賀	船橋	茨城西南	市川	藤沢	松戸	柏	佐倉・八街・酒々井	川口	埼玉南西部	相模原	さいたま	川越	市原	熊本	
	八戸	長野	徳島	枚方・寝屋川	福山	東大阪	尼崎	長崎	倉敷	豊中	高松	姫路	秋田	宇都宮	金沢	
	鹿児島	奈良	上越	大分	吹田	松本	西宮	岐阜	佐世保	和歌山	郡山	下関	高崎	守口・門真	松山	
	いわき	前橋	宮崎	福井	四日市	大津	高槻	湖南	松江	高知	佐賀	鳥取県西部	富山	水戸	新潟	
第2順位	岡山	いわき	前橋	宮崎	福井	四日市	大津	高槻	湖南	佐賀	高知	富山	堺	浜松	静岡	
	松山	鹿児島	奈良	上越	大分	吹田	松本	西宮	岐阜	佐世保	和歌山	郡山	水戸	高崎	守口・門真	
	金沢	八戸	長野	徳島	枚方・寝屋川	福山	東大阪	尼崎	長崎	倉敷	豊中	高松	下関	秋田	宇都宮	
	熊本	横須賀	船橋	茨城西南	市川	藤沢	松戸	柏	佐倉・八街・酒々井	川口	埼玉南西部	相模原	姫路	川越	市原	

日付は長官が第1順位の協力市町村へ要請した時点の日本時間によるものとし、同一グループに属する後順位の消防本部に対しては、先順位の消防本部が対応できない場合、又は先順位の消防本部のみによっては長官の要請する隊員数が確保できない場合に、その順位に従い要請することを原則とする。ただし、当該同一グループに属する消防本部によっては対応できないと長官が認める場合その他特別の事情がある場合には、当該グループ以外のグループに属する協力市町村に、その順位にかかわらず要請する場合がある。